

様式第 5 号  
(第 15 条関係)

年 月 日

盛岡市長 様

届出者  
住 所  
氏 名 (法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名) 印  
(電話 - )

粉じん発生施設設置 (使用、変更) 届出書

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第 18 条第 1 項 (第 18 条第 3 項、第 19 条第 1 項) の規定により、粉じん発生施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
粉じん発生施設の種類		※施設番号	
粉じん発生施設の構造並びに使用及び管理の方法	別紙 1 又は別紙 2 のとおり。	※審査結果	
		※備考	

- 備考
- 1 粉じん発生施設の種類の欄には、県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則別表第 2 に掲げる項番号及び名称を記載してください。
  - 2 ※印の欄には、記載しないでください。
  - 3 変更の届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させてください。
  - 4 別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格 A 4 とすること。
  - 5 氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) を記載し、押印することに代えて、本人 (法人にあってはその代表者) が署名することができます。

粉じん発生施設（堆積場）の構造並びに使用及び管理の方法

工場又は事業場における施設番号			
名称及び型式			
設置年月日		年 月 日	年 月 日
着手予定年月日		年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日		年 月 日	年 月 日
規模	面積 (m <sup>2</sup> )		
	堆積能力 (t)		
たい積物の種類、性状及び通常 の年間延べたい積量 (t/年)			
使用 及 び 管 理 の 方 法	粉じん発生施設(たい積場)がその 中に設置されている建築物の概要		
	散	装置の種類・型式・基数	
		装置の能力 (m <sup>3</sup> /h)	
	水	散水の方法	
		防じんカバーの設置状況	
	薬 液 散 布	薬液の種類・名称	
		装置の種類・型式・基数	
		装置の能力 (m <sup>3</sup> /h)	
		散布の方法	
	締 固 め	装置の種類・型式	
		方 法	
	そ の 他	方 法	

- 備考
- 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載してください。
  - 2 たい積物の種類、性状及び通常の間延べたい積量の欄には比重、粒度、水分値の概数及び通常の間延べたい積量について記載してください。
  - 3 散水の方法、薬液散布の方法、締固めの方法及びその他の方法の欄には、実施の量（たとえば散水の場合は水量 (l/t)）、実施頻度等を記載してください。
  - 4 その他の欄には、散水等と同等以上の効果を有する措置について記載してください。
  - 5 粉じん発生施設及び粉じんの飛散防止のための装置の構造とその主要寸法を記入した概要図を添付してください。

粉じん発生施設（破砕機、摩砕機、ふるい、動力打綿機、動力混打綿機、切断施設、研削施設、研摩施設、粉碎施設）の構造並びに使用及び管理の方法

工場又は事業場における施設番号			
名称及び型式			
設置年月日		年 月 日	年 月 日
着手予定年月日		年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日		年 月 日	年 月 日
規模	原動機の定格出力（kW）		
	処理能力（t/h）		
処理対象物の種類及び通常の間月間処理量（t/月）			
使用及び管理の方法	粉じん発生施設（破砕機、摩砕機等）がその中に設置されている建築物の概要		
	集じん機	集じん機の種類・型式	
		集じん機効率（%）	
		送風機の原動機出力（kW）	
	散水	装置の種類・型式	
		装置の能力（m <sup>3</sup> /h）	
		処理量当たり散水量（l/t）	
	防じんカバーの設置状況		
	その他	方 法	

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載してください。
- 2 その他の欄には、散水と同等以上の効果を有する措置について記載してください。
- 3 粉じん発生施設及び粉じんの処理又は防止のための装置（フードを含む。）の構造とその主要寸法を記入した概要図を添付してください。